

西村委員

まず、収入未済金対策について伺ってまいります。もう既に質問が出ておりますので、主要な流れというのは割愛をさせていただきます、私が伺いたいのは、さきに公表されました平成 25 年度包括外部監査結果報告書で、連帯保証人の債権担保としての機能を現実に生かすよう、債権回収体制を改めるべきとの指摘がなされているわけで、実際の債権回収に当たっては、まずは債務者御自身に請求をする。その後、連帯保証人への請求ということになると思うんですけども、具体的にどのようなケースで連帯保証人への請求を行っていらっしゃるのか、まず伺えますか。

総務局管理担当課長

まず連帯保証人についてでございますが、債権者が債務の履行を請求した時に、まず主債務者に支払を求めるようにすべきと請求することができる保証人とは異なり、主債務者と同等の義務を負うものにございます。主債務者がその債務を履行しない時には、その履行の責任を負うものということにございます。実際には主債務者が行方不明や支払拒否などの、債務を任意で納付しないことが明らかな場合について、連帯保証人に債務の履行を請求しているものにございます。

西村委員

今、行方不明であるとか、支払う意思がないというのが明確になった場合というふうに御答弁いただいたかと思うんですが、そうではなく払わないとは、はっきり言ってないけれども払っていない、こういった方に対しても連帯保証人に督促をするということは、ないと捉えていいんですね。

総務局総務室長

連帯保証人のございますけれども、通常の保証債務と異なりまして、通常の保証債務のございますと、債権者が債務者に対して履行の請求をする。債務者が履行請求をして、初めて保証人に対して保証してくださいということで履行請求できるわけにございます。連帯保証人の場合は、主債務者と同じ立場に立って債務を保証するという位置付けにございますので、法律的に見れば、主債務者が債務を履行しないから連帯保証人に行くということじゃなくて、主債務者が債務の履行をする、しないにかかわらず、連帯保証人に対しても履行の請求は、法律上はすることができるという位置付けにございます。

ただ、連帯債務者と異なりまして、やはり債務者と保証人という関係にございますから、実務上は債務者に対して、まず支払を求めて、履行がなされない場合に連帯保証人に行くという取扱いをしてございます。法律上は払わないからこちらに行くということではないということにございます。

西村委員

何か分かったような、分からないような不思議な感じなんですけど、でも現状と

しては行方不明になったとか、そういった場合以外は今のところ連帯保証人に支払ってくださいよというのは今までの事例ではないということですよ。

総務局総務室長

基本的には今申し上げたように、行方不明ですとか支払拒否等で、主債務者が任意で納付しないということが明らかな場合を基本にしていますけれども、じゃ、それだけかという、そうではない実際にはそこら辺は柔軟に対応しているのが実態でございます。

西村委員

実際には柔軟に対応されているということなんですが、それでは実際に、連帯保証人が債務の履行を行った事例というのはあるんでしょうか。

総務局管理担当課長

直接回収は行っております。連帯保証人にお支払いいただいている事例はございます。

西村委員

何件ぐらい督促をされて、何件ぐらいそういうのが発生をしているというのは把握してらっしゃいますか。

総務局管理担当課長

件数については把握しておりません。

西村委員

今、担当のところではそういう例がありますという御答弁だったんですが、今後、やはり収入未済金の対策部門として、全体的なものを数字としても把握をされた方がいいのではないかなど、御検討いただきたいと思います。

例えば連帯保証人に債務の履行をしてもらうために、連帯保証人の義務などについて債務者や連帯保証人にしっかりと認識をしていただく必要があると思うんですが、どういった対応をとっていらっしゃるんでしょうか。

総務局管理担当課長

主債務者と同等の立場という連帯保証人の責務につきましては、事前にしっかりと認識していただくことが必要と考えております。貸付時に債務者や保証人に対しまして十分な説明を行うよう通知しています。現在、多くの貸付金におきましては、債務者と連帯保証人の連名の借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書の提出を求めておりまして、債務者や連帯保証人の方にしっかりと御認識していただいているものと考えております。

また、一部の貸付金におきましては貸付金のリーフレットの中に、連帯保証人には返済が終わるまで主債務者と同様の義務があると明記しているものですか、貸付けの決定時に連帯保証人に、連帯保証人になっていきますという通知をしているところなどもございます。

西村委員

今、連帯保証人に、あなたは連帯保証人ですよという通知をしているところもあると。それぞれの所管によって異なっていると思うんですが、今の通知という

のは一つの方法なのかなと感じます。もちろん、それぞれの例がありますから、検討された上での実施ということになるでしょうけれども、例えば高校の奨学金とかですと、何かお祝いの感覚で名前を書いちゃって、自分がまさか連帯保証人とは、なんていう感覚の方もいらっしゃるのかもしれない。そういった方に、あなたはこういう、いわばいざという時に返済の義務があるんですよというようなことをお伝えすることも、その後、もし問題が発生した時のためにも、手を打つべき対応なのではないかなと感じたところです。

さて、包括外部監査ではサービサー、債権回収業者についても意見が示されております。本県ではこれまで、どのような債権についてサービサーの委託を行ってきたんでしょうか。

総務局管理担当課長

債権回収会社、いわゆるサービサーでございますけれども、こちらは業として債権の管理及び回収を行うことができるということで、地方公共団体の場合には回収を実施できるのは貸付債権のみとなっております。そこで収入未済金対策部門では、組織を設置いたしました平成21年度から3年間、対策部門が直接回収を行うこととした9債権のうちの貸付債権である6債権につきましてサービサーへの回収業務を含めた委託をいたしました。

具体的に申しますと、介護福祉士等修学資金貸付金、それから県立病院等看護師修学資金、看護師等修学貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、高齢者居室等整備資金貸付金、最後に高等学校奨学金でございます。

なお、平成24年度は高等学校奨学金、本年度につきましては同じく高等学校奨学金及び母子寡婦福祉資金についてサービサーへの委託をしてございます。

西村委員

現在は高等学校奨学金と母子寡婦福祉資金については、サービサーの委託を継続と言えいいんでしょうか、行っているということなんですが、この二つの債権で実施をされているという理由は何なんんでしょうか。

総務局管理担当課長

高等学校奨学金につきましては、先ほどの収入未済金対策部門で平成22年度、23年度に委託を実施いたしました。その際には4,000万円を超えていた対象債権額に対しまして、2箇年連続で約4割の回収となり、委託の効果が認められたものでございます。

また、高等学校奨学金につきましては債権全体としての未済額の増加が続いております。かつ、そのように回収に効果が認められたということから、平成24年度に収入未済金対策部門から事業所管課に予算を付け替え、引き続き実施しているものでございます。

一方、母子寡婦福祉資金でございますが、こちらにもサービサーでは支店などが関西にあたり九州にあたりというようなことで、全国的に拠点を持つということも一つの特徴でございます。そこで、県職員がなかなか出張対応等が難しい、県外に転居した債務者への直接訪問などもできるということで、主に県外の居住

者を対象に事業所管課の方で実施しているものでございます。

西村委員

今後、他の債権についてもサービサーへの委託を拡大していこうというお考えはあるのでしょうか。

総務局管理担当課長

サービサーへの委託でございますけれども、まず、その内容といたしましてはサービサーに対して、支払を促す催告を行って債権を回収することですとか、また債務者から支払の方法について相談があった場合、県の指示の下で相談に応じること、それから居どころが明らかでない債務者の所在調査を行うことなどがございます。

収入未済金対策部門で3年間取り組んだ結果からは、債権の内容が複雑で手間がかかるといふものよりも、内容が複雑ではなく、また件数が多いものですとか、県職員ではやはり出張対応がなかなか難しい、県外へ転居した債務者の自宅訪問、また所在調査などで効果が認められたものと考えております。

そして、それら効果が認められたものにつきましては、当面は現行のままと考えておりますが、今後また費用対効果ですとか、サービサーのそのような効果を含めまして、サービサーへの委託に適する債権があるのかどうか、引き続き検討していきたいと考えております。

西村委員

費用対効果をしっかりと追求していただいた方が良いと思います。また、所管課の方に移ったものというの、検討材料として集められるというところから、まずスタートかなというような気がしております。

さて、催告をしても納付に応じない債務者に対しては、裁判所への支払督促の申立てを実施するとのことですが、支払督促の申立てとはどのような制度なんでしょうか。説明をお願いします。

総務局管理担当課長

支払督促でございますが、金銭の支払等を求める場合の法的措置の一つでございます。債権者が簡易裁判所に申立てを行うことで、債務者に対し、裁判所から支払督促が発付され、送付されるというものでございます。

支払督促に対しまして、債務者から異議の申立てがあれば、自動的に訴訟に移行するというところでございますが、異議の申立てがなければ財産差押えなどの強制執行に必要となる債務名義が取得できるものでございます。

支払督促のメリットといたしましては、同じ請求額の訴訟に比べまして手続費用、こちらは印紙代になりますけれども半額でございます。また、訴訟に比べて簡易な手続で債務名義が取得できるということ、債務名義取得に伴いまして、強制執行が可能になるとともに消滅時効中断というの、簡易に得られることが挙げられます。

西村委員

支払督促の申立てなんですけれども、具体的にはこういったケースについて現

在行っていらっしゃるのでしょうか。

総務局管理担当課長

事業所管課で重ねて支払を促す催告など、相当程度の回収努力を行ったにもかかわらず、債務者が特段の理由なく納付、または納付交渉に応じない債権で、事業所管課から支払督促の申立てをしてほしいという依頼があったものを対象としております。

西村委員

支払督促の申立てを行ったことによって何か効果が出てきたのか、どういった効果が期待できるのか、また支払督促の申立て後、債務者の状況に応じた配慮というのは、その後もできるものなのでしょうか。

総務局管理担当課長

支払督促の申立てを行う債務者に対しましては、まず、裁判所へ支払督促を申し立てますという予告を記載しました支払督促申立予告通知書というものをお送りいたします。また、県が支払督促を簡易裁判所に申し立てると、簡易裁判所から先ほど申しましたとおり、債務者宛てに支払を請求する支払督促が発付されるものでございます。これらの文書が到着することによりまして、これまで交渉に応じてこられなかった債務者等から御連絡が入り、納付に結び付くケースがございます。

また、支払督促に対しまして債務者が異議を申し立てない場合は、差押え等の強制執行に必要な債務名義が取得でき、預貯金などに対します強制執行が可能となるということでございます。

なお、支払督促の結果、債務者が納付の交渉に応じた中で、債務の全額を一度に返済できないと判断された場合には、債務の一部の納付と今後の納付計画を記載した納付の誓約書の提出を条件といたしまして、支払督促の申立てを取り下げるといふこともいたしております。

西村委員

裁判所から通知が来ると、あっ大変だと言って動いてくださる、連絡をくださる方があると。その中で改めて交渉することによって、全額が無理だったら、あるいは何回かに分けてというような交渉にも当たっていただいているというふうな理解をいたしました。支払督促の申立てに対して債務者から異議の申し出があった場合は、訴訟に移行をするということでしたけれども、訴訟の提起に当たっては議会の議決が必要となってきます。これまでの事案では、どのような形で議会の議決を得てきたのでしょうか。

総務局管理担当課長

平成 21 年度から平成 24 年度までに支払督促申立てに異議があり、訴訟に移行しました事例につきましては、報告書にもございますが 4 件ございます。いずれも第 1 回口頭弁論期日までに訴訟の提起について議会から御議決いただき、訴訟手続を進行しております。

なお、平成 25 年度につきましては訴訟に移行した事案は 1 件でございます、

地方自治法第 179 条第 1 項に基づきまして、訴訟の提起について急施を要するとして、知事の専決処分といたしました。今回の定例会において報告をしているものでございます。そして現在、訴訟手続を進行しているものでございます。

西村委員

平成 25 年度は知事の専決処分があったということなのですが、他の都道府県では異議の申し出があった場合の訴訟の提起について、どのような対応をされているのでしょうか。

総務局管理担当課長

一般的には本県と同様、第 1 回口頭弁論期日前までに、訴訟の提起について御議決いただいて訴訟を提起するか、また急施を要する場合には、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき、知事の専決処分として訴訟を提起する、この二つの方法が考えられます。

また、地方自治法第 180 条第 1 項では、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとの規定がございます。三重県、大阪府、広島県、香川県の 4 府県におきましては、この規定に基づきまして、訴訟の提起について知事の専決処分としております。

西村委員

県ではそうした訴訟の提起をタイムリーに行って、収入未済金を回収できるよう、債権管理条例の制定を目指しているとのことでありましたけれども、その検討自体はしっかりと進めていただきたいと思う一方で、生活困窮などにより支払が滞っているような債務者に対しては、一定の配慮も必要ではないかなと感じるところです。収入未済金の回収に当たり、資力の乏しい債務者に対して、どのような配慮を行っていらっしゃるのでしょうか。

総務局管理担当課長

債務者が無資力またはこれに近い状態である時や、災害ですとか盗難、その他事故が生じ、債務の履行が困難となった場合には、当初の期限では履行できないという債務者がいらっしゃるかと思います。そこでは履行期限を延長することや、納付額の分割に応じ、納付しやすい条件設定にして納付を行っていただいております。

西村委員

県の債権には様々な種類があって、債務者の状況も一様ではないと承知をしております。支払能力がありながら債務の履行に応じていない債務者に対しては、訴訟の提起も視野に入れた、厳しい対応が必要であることは言うまでもありません。しかしながら、債務者の中には日々の生活で精一杯の方もいらっしゃるという現状、実情がございます。収入未済金の回収に当たっては、債務者の状況をしっかりと見極めた上で、回収すべき債権はしっかりと回収し、一方、配慮が必要な債務者に対しては、きめ細やかな対応をしていただきたいと思います。本日の質疑の中で、幾つかその問題点が浮かび上がったと認識をしております。

まず、貸付けを受ける時に連帯保証人にも債務責任があるということが、どれほど周知をされていくか、こういうところに心を配っていただきたいと思うと同時に、続いてその債権の取立てに当たってですが、回収性が高いと言われる延滞初期からの督促がいいのではないかと実感をしています。

また、サービサーの質問をさせていただいたんですが、サービサーと債務者との交渉経緯、交渉経過、あるいは交渉記録、こういったものを活用しながら、そしてまたサービサーの業態効果についても、各所管課とも連携を図りながら検討していただきまして、対応していただきますよう要望させていただきまして、次の質問をさせていただきます。

続いては、市町村事業推進交付金について伺わせていただきます。

こちらもう既に質問が出ておりますけれども、私は市町村事業推進交付金の中の障害者地域生活支援関連事業分について伺わせていただきたいと思います。

これまで緊急財政対策の取組の一環の中で検討されてきました。そして、その中で、やはり特に障害者福祉の現場に携わる方々や最終受益者の方々から心配する声も寄せられています。これは現在も寄せられ続けています。交付金の目的である事務の効率化などについては、基本的には理解をするものでありますけれども、何よりも実際に補助金を受け取って活動をされている、現場の方々の目線が大事である、そう考えまして、その視点から幾つか質問をさせていただきます。

市町村事業推進交付金障害者地域生活支援関連事業分、関係者の方々からは交付金化によって総額が抑制されてしまうのではないかと。補助金が別の目的に使われてしまって、自分たちへの支援が減るのではないかと、そういった不安の声が今も寄せられている、こういった現状がございます。交付金化によって、こうした心配が現実となるおそれはないのか、念のために確認をさせてください。

市町村課長

交付金化対象といたしました8事業につきましては、過去の経緯などもございまして、障害者支援関係の団体の方々から不安の声が出ていたことは承知してございます。平成26年度当初予算案では、昨年度の予算よりも2億円ほど増額をしてございます。予算上では障害福祉分野とその他の分野、この二つの交付金に分割いたしましたので、別の分野において使用できないような設計とするところでございます。

さらに県市町村間では事業主管課同士の翌年度の事業計画調整に加えまして、市町村課が市町村の財政主管課とも直接に連絡をとり合うことによりまして、県及び市町村双方が自治体に即した予算調整が可能となっておりますし、今回もそのようにして予算を調整してまいりました。

関係団体の皆様の御心配が現実とならないよう、制度設計及び予算編成について、このような工夫をしているところでございます。

西村委員

重ねて伺わせていただきます。

障害者支援に関する事業、これは毎年歳出が増加をしているわけです。交付金

化された事業もおおむね同様の傾向にあると感じています。市町村において各事業というのは円滑に実施できるのか、単刀直入に伺います。

市町村課長

今現在、交付金化している15の事業でございますけれども、当面の間につきましては現行の補助金の要綱を継承する扱いといたしまして、各市町村におけます必要額を積み上げて把握してございます。その上で毎年度、予算調整に当たりましては県の財政状況に応じて、市町村自治振興事業会計の財源活用も視野に入れながら、必要な予算措置を講じていくこととしてございます。

年度中に不測の事態、事象が起こった場合、現在、障害福祉分野の8事業は、それぞれ個別に手続をしなければならないところですが、来年度からは8事業の範囲で簡便な手続で、中途変更を認める仕組みを導入していこうとしております。これまで以上に円滑な事業の実施が可能となると考えてございます。

さらに障害福祉分野の8事業につきましては、前年度の決算額をベースといたしまして配分する仕組みを導入する予定でございます。市町村が障害福祉分野以外に流用することができないようにするなど、先ほど申し上げましたけれども、障害者支援事業が計画的に推進できるように、一定の配慮をしていこうと思っております。

西村委員

ということは、この8事業間では移行をさせることができる。それはいわば市町村の裁量によって、組んだ予算の中から8事業の中を移行して、より有効的に活用していただけることはできる。市町村が今度、違うものに流用するということは、県の方がいわばチェックをすればいいんでしょうか、決算額から割り出しているわけだから、今後しっかりチェックをしていって、そういうことがないようにできますよというふうに捉えていいわけですね。

市町村課長

今回の障害福祉の8事業につきましては、本当にこの事業が必要だというところを市町村の方の財政部局も含めて調整をしてまいりました。ただし、年度間でどうしても、こちらの事業をやらざるを得ないというような緊急の事態があった場合には、それぞれ8事業内の中では簡単な手続で移すことはできる。その場合のチェックは私どもがさせていただきます。

西村委員

そういったチェックはさせていただきますと力強い答弁をいただきました。チェックをしていただけるということは、流用されることはないし、そして本当に必要なところに8事業内では移行をしていただけるんだということで、交付金化によって悪い影響が出ないということを一応は理解をしたんですが、だとしたら障害者支援団体の方々がどうしても、ここまで不安の声を上げてこられるのか、この不安を払拭するためにも積極的に情報提供をしていくべきではないかなと考えるんですが、これまでの取組状況を含め、今後の対応について伺います。



市町村課長

委員おっしゃるとおり障害者の団体の方々から、随分早い段階から不安の声が出ているというところは把握しておりました。その上で市町村からも、障害者の支援団体等に説明をしてほしいといった意見もございました。我々といたしましても関係団体の不安を解消できるように保健福祉局だけでなく、市町村課といたしましても積極的に関係団体への説明へ参加してまいりました。具体的には保健福祉局が主催する意見交換会などにおきまして、市町村課が積極的に6回ほど説明、意見交換をしてきたところでございます。

今後につきましても、様々な機会を捉えまして、保健福祉局とも連携して関係団体の方々に説明をしてまいりたいと考えてございます。

西村委員

これまで保健福祉局だけが対応していると、ついつい展開されるサービスの事業の内容の説明であるとか、そういったところにやはり特化されてしまうと思うんですね。ただ、市町村課に入っていくことによって、お金というものが明確になってきますから、何にどれだけかかるんだというのを、年度を追ってずっとその変遷も見えてくる、これは貴重な資料になると私は捉えています。また、今御答弁いただいて今後も交付金化に当たってだけじゃなくて、今後も入っていくよと言っていたわけですから、特に福祉関係の予算というのはどんどん増えていく。じゃ、どの部分が増えていくのかという、そういう統計的なことも含めて見えていく、こういう効果もあると思いますので、今後も入っていただきたい。そして関係各位に御説明いただきたいと思います。

交付金の設計そのものは市町村とも繰り返して協議を行っていただきました。支援を減らさないような配慮もなされたと一定の理解をさせていただきます。しかし、今申し上げたように当事者の方々にまで情報が十分に届いているとは言いがたい状況にあります。関係部局や市町村とも連携をして、関係団体に対しても更に積極的に具体的な情報を提供していくよう要望させていただきます。

また、交付金が事務の効率化を目指すということは、これは自然であり当然であり、目指していただきたいところで否定はいたしません。将来的な見直しに当たっても、これは県の中における見直しという視点からだけではありません。国の制度自体が変更されてくる可能性が十二分にあるわけです。こういった時に県として、国の動向であるとか市町村の実情というのを捉えて、しっかりと対応していただけますよう要望させていただきます。この質問は終わります。

続いては、職員の健康増進に向けた取組について伺わせていただきます。

神奈川県は健康寿命日本一を目指して、様々な取組を進めていらっしゃる。と承知しております。県内に大きなムーブメントを起こすためには、県自らが取組を率先して県内企業や県民をけん引していく力が必要であると思います。

今回、職員の健康増進に向けた取組について報告がございましたが、県をけん引していかなきゃいけないという、そういった視点から質問をさせていただきたいと思います。

職員の健康を確保することは事業者の責務とされており、県においてもこれまで取り組んできたということは承知していますが、なぜ、改めて職員の健康推進に向けた取組を進めることとしたのか、まず伺います。

職員厚生課長

健康寿命日本一を目指しております本県としましては、まずは健康づくりを県民に呼び掛けている県の職員が、自ら率先して健康づくりを進めていくことが重要だと考えております。

また、職員の健康を保持し増進することは、人材活用、組織運営など県政運営の面でも不可欠でございまして、また医療費の負担軽減等にもつながるという面からも大変重要です。

現在、県では健康寿命日本一の実現に向けて、県内の企業や団体に健康管理最高責任者、CHOを置いて、従業員の健康づくりに取り組むCHO構想を推進していくこととしております。そのために県においても知事を健康管理最高責任者とし、県の組織を挙げて職員の健康増進に取り組むこととしたところでございます。

西村委員

今出ましたCHO構想についても御説明いただけますか。

職員厚生課長

職員の健康を保持し増進することは、人材活用や組織運営の面でメリットがあり、県医療費の負担軽減などにもつながります。このメリットを企業や団体におきます企業経営として必要なものと位置付けて、従業員やその被扶養者に対し、しっかりと健康維持、改善につながるようマネジメントしていこうというのがCHO構想でございます。具体には企業内に責任ある立場の人を健康管理最高責任者、CHOとして設置し、その者を中心に取組の計画や目標を持って設定して、計画的に健康づくりを働き掛け、従業員に責任を持って健康づくりに取り組んでもらおうとするものでございます。

西村委員

今後、全県レベルでCHO構想の取組を進めていくということなんですけれども、民間企業において、既にCHO構想のような取組を行っている例をお教えいただけますでしょうか。

職員厚生課長

民間企業の例として把握しています取組について、幾つか御紹介させていただきますと、まずヘルシー定食を提供しますタニタ食堂として有名なタニタでは、食事に加えまして歩数計などの健康測定機器を活用し、メタボ職員ゼロを目標としたプロジェクトに取り組んでおります。具体には社内に備えられた体組成計で定期的に体脂肪率などを計測します。その結果、体脂肪率と内臓脂肪率が一定の基準を上回り、メタボ症候群として判定された職員を対象に、管理栄養士や健康運動指導士が生活指導をするというものがございます。

また、ローソンでは健康診断の受診率向上制度を定めております。これは定期

健康診断を受診できなかった者に対し、会社が費用負担する医療機関での健康診断受診を、年度内に3回受診勧奨しても受診しない場合、また受診後、再検査が必要とされた者が再検査を受診しない、若しくは数値改善に取り組まない場合、このような場合に本人及び直属の上司の賞与を減額するという取組を進めております。

また、日立製作所ではメタボを撃退し、より健康的な生活習慣を身に付けてもらうためのプログラム、腹をスマートにするということの略で、はらすまダイエットと呼んでおりますが、このプログラムを活用しまして従業員が食事や運動といった日々の生活指導の見直しや減量など、個人の健康面に関わる課題を改善し、より健康で生き生きと働けるようなことを目指しているものなどがございます。

西村委員

はらすまダイエットで若干、委員の中からも笑いが漏れたところなのですが、今回の報告の中で大いに気になる点、これは前回の御報告でも指摘をさせていただいたかと思うんですけども、健康診断の再検査、精密検査、または医療機関の受診率が21%しかない、再検査等の受診率が低い理由をどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

職員厚生課長

再検査の受診率が低い理由としては、まず職員の健康に関する意識に課題があるのではないかと考えております。今回、実施しました職員の健康に関する意識調査の結果を見ますと、8割を超える職員が自分は健康だと思っており、こうした過信から健康診断の結果、再検査が必要とされても再検査を受診しない職員が多いのではないかと思いますので、まず職員の健康に関する意識を高めていくことが必要だと考えております。

また一方で日々の仕事が忙しく、なかなか再検査の受診に行きにくいなどといった職場環境もあると思われまますので、職員の健康増進の必要性を全庁的に広めていくとともに、これまで以上に上司からの受診の働き掛けなどを高めていくことが必要だと考えております。

西村委員

意識が低いということなのですが、意識を向上させる、あるいは向上しなきゃならないような状況に持っていくというのでは、ローソンの例でしたか、健康診断の未受診者に対する賞与カットの取組というのがあったかと思うんですけども、賞与カットを取り組めと強くは言えませんが、例えば県職員の再検査等の受診率を高めるために、こういった制度を導入するなんていうようなことは考えられないですか。

職員厚生課長

再検査の受診率などを高めるなどの、職員の健康増進を進めていくためには、今お話にありました罰則を伴う、いわば強制的な措置をとることが良いのか、または職員の自発的な取組に対して、インセンティブを付与するような手法が良いのかは議論があるところと承知しております。

私どもといたしましては、まずは職員の健康に関する意識を高め、職員が自覚を持って、自ら健康増進に取り組んでいく環境づくりを進めていくことが、一番重要だと考えておりました。罰則を設けるといような取組ではなく、再検査の受診も含めまして、職員の健康増進の取組にインセンティブを与えるような手法を検討していきたいと考えております。

西村委員

心なしか職員の皆さんに笑顔が漏れたような気がするんですけども、インセンティブを与える方法を検討されているということなんですが、具体的な取組の内容、もうお考えなんですか。

職員厚生課長

職員の健康に関する意識を高め、また運動への取組を促進するために、現在、ウォーキングなどを中心に職員が気軽に楽しく、競い合いながら運動に取り組めるような仕組みづくりを検討しているところでございます。具体的にはウォーキングの歩数や、これまで運動を行っていなかった者が運動習慣を定着させたなど、こういうことに応じましてポイントを付与する、そしてまた保険者である地共済とも連携して、ポイント数に応じて健康グッズなどと交換できるような、このような制度を今考えているところでございます。こうした取組の中で、再検査を受診した場合にもポイントを付与するなどいようなインセンティブを検討しているところでございます。

西村委員

県の職員の皆さんの健康管理でインセンティブというと、職員ばかり何かもらえるのかいような御批判の声もないとは限らない。だから今後は民間の方々が、民間の企業が取り組んだ時にその手法を取り入れられるような、先駆的な一つの取組として確立をされた方が良いのではないかなと考えます。どうぞ御検討いただきまして、民間への応用いようなものを展開していただけますようお願いいたします。

民間への応用いということではもう一つ、電子化全開宣言の中で健康情報プラットフォームの考え方が提案されていましたが、これも県職員の健康増進に向けた取組の中に取り入れていらっしゃるのでしょうか。

職員厚生課長

電子化全開宣言にございます健康情報プラットフォームは、先ほど御説明しましたCHO構想で進める事業の一つでございまして、CHO企業が各種の健康情報サービスなどを利用し、それを利用しやすくするために、CHO企業と健康サービス企業をつなぐためのシステムでございまして。

この健康プラットフォームいようなものは、参加する各健康サービスを提供する企業間におきまして、取り扱う健康のデータの項目やコード、データを算出するために必要なルールなどを統一して、データを連携するためのシステムの構築を行っているものでございまして。これによって各CHO企業がデータのやり取りができるようにしようとするものでございまして、県職員の健康増進の取組におき

まして、健康サービス企業を利用する取組におきましては、統一利用ルールを利用していきたいと考えております。

西村委員

大きな企業はこういったところに、すぐ参入と言うか取り入れることができると思うんです。中小企業の皆様方が健康増進プラットフォームを使っていこうというようなことは可能なんでしょうか、どういう手法があるんでしょうか。

職員厚生課長

先ほど御説明したように、基本的に統一したデータで行うという形をとりますので大企業や、あと県職員が先行して行った取組、これを全く同じデータで渡すことによって同等のサービスが受けられる、いわゆる中小企業が自分から、こういうサービスというのを考えるまでもなく、もう既に先行している事例の中で一番良いものに対して、単にデータを投げるだけで参加できるというイメージでございます。

西村委員

これから先の計画になってくると思うんですけれども、是非、中小企業あるいは小規模企業、こういったところがCHO構想の中に参入をしやすいような体制も、併せて考えていただけるように所管との連携をとっていただいて、先行して事例というものを確立していただきたいと思います。

県民の健康を守る、そしてまた先んじて手を打つというところでは、もう一つ風しんの撲滅に向けた取組について伺わせていただきたいと思います。

風しん非常事態宣言を発令していただいて、まず市町村への助成というのを昨年やっていたわけですね。ちょうど昨年の3月に予算委員会で、私がこのことについて質問をさせていただいた、その後に政令3市が助成金を設けて、対象者である20代、あるいは40代、男性、女性、それぞれの市で決められた対象者の方に助成金を出してワクチンの接種、その後、知事が非常事態宣言ということで発令をされた。

今回は風しんの撲滅に向けてということで、これもまた予防接種研究会の中で、アメリカの保険関係局が、日本の渡航に当たってはレベル2であると、妊婦さんや妊娠をしている可能性のある女性は日本には行かない方がいいよというのを、いまだに発令をしているというのが予防接種研究会の中であつたわけなんですけれども、多分そのことを受けられて、そしてまた風しんの流行が六、七年という周期の中で来ることを踏まえれば、東京オリンピック・パラリンピックにぶつかってしまうのではないかと。早く宣言をされたということは高く評価をしているんですけれども、全県規模で取り組んでいってもらいたい、あるいは企業にも参加をしてもらいたい、そのように呼び掛けていらっしゃるんですけども、であるならばCHO構想と同様に、県が率先して踏み出していかないといけないのではないかと。このことについて何か県として検討を、県職員の健康という面から検討されてらっしゃることはありますか。

#### 職員厚生課長

ただいま委員のお話にありましたように、県では来年度から 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催までに、神奈川県で風しんの流行を発生させない、先天性風しん症候群を出さないということを目指しました、風しん撲滅作戦を展開することとしておりまして、その中で企業に対して従業員へのワクチン接種促進を働き掛けることとしております。

委員のお話にもありましたように、風しんの撲滅に向けまして県自ら率先して取り組むことが重要だと考えておりまして、現在、地方職員共済組合におきまして、組合員である県職員を対象とした抗体検査の実施等の対策を講じるよう検討しているところでございます。

#### 西村委員

検査の対象は県職員全員なんですか、それとも年齢や性別によって絞り込みをされるんでしょうか。

#### 職員厚生課長

抗体検査につきましては抗体の未保有者、いわゆる抗体がない職員と言いますか、年代が風しんワクチンの定期接種を 2 回受けることとなった以前に生まれた、年齢で言うと 25 歳からになりますので、25 歳から 40 歳代までの男女職員を対象として実施する方向で検討しております。

#### 西村委員

これは要望なんですけれども、抗体がないということが分かったら、次に予防接種というような形になると思います。そちらに対しても手を講じることができるかどうか、まずは検討、模索をしていただきたいと思います。

それから、企業がこういったことに参入をされる場合の手法としても、今おっしゃった地方職員共済組合というのは一つの手立てとして提示することができるんじゃないかなと考えるんですけれども、企業に対しても働き掛けを今後続けていただく一つの先行事例として、確立をしていただきたいと思います。

県職員の皆様の健康増進に向けた取組で、その実践から見えてくる課題、利点等を広く県民に周知していく中において、県内企業でも実施していただきやすくなる、そういうことが、もう一つの大きな眼目としてあると思いますので、県民の健康増進につなげていくという大目的を確認して、今後も職員の健康増進に向けた取組を推進されますよう要望して、この質問を終わります。

続いては、米軍機による事故について伺わせていただきます。

県内米軍基地を巡る状況について御報告がありました。12 月の当委員会において、米海軍ヘリコプターの不時着事故に関して何点か質問させていただきました。たしか 12 月 16 日に墜落をした翌日が委員会であったかと記憶をしております。課長は国の方に要望にすぐ行ってしまわれておりまして出席ができなかったと、こういったことも認識をさせていただいております。

なので、質問をぶつけながらも時系列で詳細なことが分からないという、時間もそんなになかったですし、精査された報告も上がっていなかったでしょう。そ

のように理解をしているんですけども、しかし、やはりこの問題、しっかりと追及をし、確認をしていかなきゃならないと感じています。ましてやその後、1月には綾瀬市で部品落下事故が発生をしておりますし、米軍や関係機関との連絡、連携、こういったものの整備も重要だと改めて認識をしたところです。

12月の不時着事故に関して、米軍や関係機関との初動連絡等がどのように行われたのか、再確認をさせていただきたいと思っております。また今後、県と米軍との連絡体制についても、どのようにお考えなのか伺ってまいりたいと思っておりますが、まずは航空機事故が発生した場合の連絡体制について、航空事故等連絡協議会により定められている連絡経路図によりなされること、これはもう御報告でございましたけれども、改めて事故が発生した際の基本的な連絡経路について、どのようになっているのか説明をお願いいたします。

基地対策課長

米軍機事故が発生した際の基本的な連絡経路についてお答えいたします。

まず、先ほど委員がおっしゃられました連絡経路図なんですけど、そこには二つのルートが定められております。一つ目は米軍や目撃者などからの情報が、防衛省の地方支部局である南関東防衛局経由で、県や地元市町村に連絡されるというルートがございます。

二つ目なんですけれども、目撃者からの119番通報などにより、地元市町村消防関係者から直接、県に通報されるルートがございます。

西村委員

今回の不時着事故については、どのように連絡が入ってきたのか教えてください。

基地対策課長

今回の連絡について時系列で御説明させていただきます。

まず当日、昨年12月16日になりますけれども、15時50分にマスコミから県基地対策課に、三浦市にヘリコプターが不時着したようだが、何か情報は入っているかという問い合わせが、まずございました。これを受けまして15時53分に、県の基地対策課の方から南関東防衛局に連絡を入れております。そうしたところ、南関東防衛局では10分前に県警から不時着したようだということと、それから米軍機かどうか不明だという連絡があったということと、そこの連絡で確認しました。

また、安全防災局危機管理対策課からの連絡で三浦市消防から、ヘリコプターに4名搭乗していて、うち2名が負傷していることと、負傷者は横須賀共済病院に搬送しているという、それが1点。2点目が、事故現場は三浦市三崎5丁目二町谷埋立地であり、三浦市消防でその事件の発生が分かった時刻については15時32分であるという二つの情報を、安全防災局から基地対策課の方に連絡が入りまして、15時57分にそれが確認されています。

次に、米軍との連絡の状況なんですけど、県基地対策課は最初にマスコミから問い合わせがあった15時50分ですけれども、その直後から在日米海軍司令部への

連絡は電話とメールにより情報収集を行っていましたが、電話についてはつながらない状況にありました。しかし、17時20分に米海軍司令部から、現在、情報収集集中であり、詳細は分かり次第連絡するという連絡がありました。その後、17時59分に米海軍司令部から、機種がMH60Sであったこと、それから危険物の搭載はないこととの連絡がありました。その後も県基地対策課においては引き続き関係機関からの情報収集に努めて、併せてその後の要請等の対応の準備を行っておりました。

西村委員

今の御報告を伺うと、まず県の中でも交錯をされているのかなという、もちろん、ものの何分かのことかもしれませんけれども、そういうように感じるのは私だけではないだろうなと実感をしています。

今回、基地のない市町村に対しても、連絡網を県の方からという知事の御答弁が、本会議でもあったわけなんですけど、幾ら県の中の市町村に対する担当をつくっても、その元となる蛇口が開かれていなかったら、情報という水は流れないんじゃないかなという不安を感じてしまいます。今回のような事故の際、米軍から県へ直接に連絡を求めるようなことはできないのでしょうか。

基地対策課長

米軍機事故の連絡体制につきましては、先ほど御説明差し上げましたとおり、航空事故等緊急連絡網により定められております。南関東防衛局から県へのルートが別なルートとなっておりますので、委員がお話しされた米軍から直接、県に連絡が来るようにはなっておりません。

そして、この連絡ルートにつきましては、平成9年の日米合同委員会で合意された通報手続として、政府間で合意されているものでもございます。今回、在日米海軍司令部と県基地対策課が連絡をとり合えたのは、日頃の関係を基盤とした任意での連絡と認識しております。

西村委員

両国間の関係に基づいて取り決められたことである。日頃の関係を積み重ねた、そういった中での情報の収集ということで当たっていただいた。ただ、これまでなかったことが、ある事件、事故をきっかけに出来上がるという事例もあるわけです。それが私は日米ガイドラインであると捉えています。昨年11月、厚木飛行場で日米ガイドラインに基づく実動訓練が実施されましたけれども、現場での救助や現場規制に係る取決めについて、確認をさせてください。

基地対策課長

日米ガイドラインは正式には、日本国内における合衆国軍隊の使用する施設区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインという名称でございます。平成16年8月に沖縄県の宜野湾市で発生した、沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故を受けて、平成17年4月に日米合同委員会で合意されました。

これは日本国内で米軍施設区域の外において航空機が墜落し、または着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めたものでございまして、主な事



項として4点あります。1点目が、米軍が使用する施設、区域の外における事故現場の規制は、日米両当局が共同で行うことを基本原則としていること、2点目が、事故発生時には日米両当局は航空機事故に関する緊急情報を交換すること、そして3点目として事故現場には内周規制と外周規制が設けられ、内周規制線は日米共同で、外周規制線は専ら日本側当局により現場の管理、立入規制が行われること。そして最後に4点目になりますが、本ガイドラインを迅速かつ的確に実施するため、日米の関係当局は定期的に訓練及び会合を行うという規定でありまして、昨年11月の訓練も、これに基づいたものと考えております。事故現場における救急と応急医療、そして避難、消火、そして最後に警察の業務、それに関する方針及び手続があると承知しております。

西村委員

日米ガイドラインについて御説明いただきましたが、繰り返しになりますがけれども沖縄国際大学のキャンパス、要するに米軍基地施設区域外に墜落をしたという、この事故が大きなきっかけとなって日米ガイドラインが結ばれた。そして、あの時には米軍が全て包囲をしまして、全く警察が中に入れなかった。こういう実情がある中でガイドラインができた。実はあの後から施設区域外に航空機が不時着、墜落をしたことは、沖縄でもないそうです。全て基地内。ですから、初めて日米ガイドライン締結後に起こったのが、この神奈川ということになるのでしょうか。なので、注視をしておりますと沖縄県の担当者の方もおっしゃっておいりました。県として、実際に現場の状況把握や情報収集はどのように行われましたか。

基地対策課長

県からは現場の状況を確認するために、横須賀三浦地域県政総合センター及び基地対策課の職員を派遣して情報収集を行っております。現地派遣された職員からは、現場の交通規制の情報や米軍の車両の到着の状況などの報告を受けております。

西村委員

もう一つ気になったのが、先ほどガイドラインで言われた内周規制のことです。米軍と共同で内周規制を張る、しかしながら米海軍の責任者が事故現場に到着をしたのは、事故発生から約3時間が経過している。この理由について把握をしていらっしゃるのでしょうか。

基地対策課長

県から南関東防衛局経由で厚木基地に確認しております。そうしたところ、移動の時間もかかったということもありますが、派遣要員の調整や車両、機材の手配などに時間を要したことが原因であるとの回答を得ています。

西村委員

3時間かかっている中で、内周規制はどのようにされたかお聞きになってらっしゃいますか。

#### 基地対策課長

県警に確認しておりまして、内周規制線の設置時間は19時5分、米軍が現地に到着して以降、米軍側の代表者と協議して決めたと承知しております。

#### 西村委員

大分時間がたっているわけですね。沖縄の国際大学キャンパスに墜落をした時の、中に入れなかった理由のもう一つとして、実は航空機に放射性物質を塗布した部品があるということで入れないという、こういうこともあったんだそうですが、今回はそういう部品等はなかったと認識をしてよろしいですか。

#### 基地対策課長

県警が現地の米軍と、どういう連絡をとったかは承知しておりませんが、基地対策課に入ってきた情報によりますと、先ほど申し上げた米軍からの情報で、危険物等の搭載はないというような情報を得ています。

#### 西村委員

県は事故調査結果の報告を国や米軍に対し求めているわけですがけれども、この報告には事故後の対応状況に対しての見解も含まれるのでしょうか。あるいは、いつまでに報告を出せというようなタイムリミット、そういうルール事は決まっているのでしょうか。また、事故調査についての現在の状況については、どのようになっているのでしょうか。

#### 基地対策課長

事故調査報告の提供及び公表につきましては、平成8年の日米合同委員会合意によって定められており、日米合同委員会で日本側政府が要請した時から原則6箇月というふうに承知しております。これまでの事例では、事故原因や再発防止などが報告されております。

また、事故調査報告書の提供について、現在の状況を外務省に確認しております。その回答としては、国において現在、手続が進められているという回答を得ています。引き続き、できるだけ速やかに公表されるよう、時宜を捉えて要請している状況です。

#### 西村委員

なかなか思うように進まないのかなというのが、私の実感でございます。そしてまた、今回はいわば基地のないところに不時着をしてしまった。しかし、例えば横須賀に寄港をしていて、厚木の基地の方に向かうということになると、これは三浦市だけに起こることではなくて、周辺の地域の皆さんは本当に不安に感じられるのではないかなと思うんですが、最後に今後、米軍機による事故が発生した際、米軍と県との連絡体制について、どのようにお考えでしょうか。

#### 基地対策課長

我が国の安全保障に関することにつきましては、まず国が責任を持って適切に対応することが一番だと考えております。地元の自治体に迅速に情報提供することが基本であり、それがまず、なされるべきだと認識しております。

一方、事故の際に初動の体制をとるのは、地元の自治体の消防だったり警察だ

ったりするわけでありませぬけれども、県はこうした機関からも情報提供を受けております。さらに委員御指摘のように、米軍からの情報提供が迅速になされることは、地元自治体が対応をとっていく上で非常に重要な、役に立つことであると考えております。

本県は、知事と米陸軍、海軍の司令官との意見交換会などを通じて、日頃から信頼関係や協力関係の醸成に努めておりますので、こうした日頃からの関係を基盤に、事件や事故の際でも率直な意見や情報を交換できる体制づくりに引き続き取り組むとともに、事故情報についても迅速に提供されるように働き掛けていきたいと思っております。

今回の不時着事故では米軍の到着まで3時間かかったということ、それから関係機関の相互の連絡が円滑に行われなかったことなど、大きな課題が残ったと認識しております。こうした課題を改善していくためにも、是非、県から南関東防衛局に対しては、関係者が一堂に会する航空事故等連絡協議会、これを早期に開催して、改善のための話し合いをすることを申し入れているところでございますので、今後も課題解決に向けて積極的に働き掛けてまいりたいと思っております。

西村委員

最後に要望を申し上げます。

これは神奈川県で起こった、神奈川県の現場の意見ですし、現実には起こったことですから、これを正確に報告をすること、それはまずやっていただきたいと思っております。航空機事故は二度とあってはなりません。引き続き再発防止と原因究明、事故調査結果の報告を国及び米軍に強く求めていただきたい。これは言うまでもないことですが、一方で万が一の場合に備えておくことも大変重要だと考えます。日頃から県と米軍との連携を更に密にさせていただいて、県内の各市町村との連携体制をとっていただいていると知事が発言されたわけですから、これがいざという時に適切に機能するよう、しっかりと対応されることを要望いたしまして、この質問を終わります。

西村委員

それでは、KASTの今後の取組について伺わせていただきたいと思っております。

KASTはライフイノベーションにふさわしい有意義な研究を行っている。そしてまた、私はその先進的な研究の成果の活用について、昨年9月の議会の一般質問や、この委員会におきましても、出口戦略の充実をという側面から質問をさせていただいてまいりました。本会議の一般質問では特に中小企業支援の観点から、我が会派の佐々木議員が質問をし、県の政策に密着したテーマについて、産業の発展が県民生活の質の向上に直結する、出口戦略をもって研究が進められていると捉えております。

これらを踏まえて、KASTの今後の取組について伺ってまいります。まず、佐々木議員の質問に対する答弁にあった、評価センター機能について何点か伺わせていただきます。

KASTの先進的な研究成果を中小企業支援に生かすために、評価センター機

能を構築する構想があるというふうに、知事も答弁をされたわけなんですけれども、だとすれば、まず中小企業支援につながるのか確認をさせていただきたいと思います。

科学技術・大学連携課長

KASTでは産業の発展、それから生活の質の向上に直結する研究を行うこととしてございます。近年は、中小企業支援につながる先端的な評価技術の研究に力を入れているところでございます。

お伺いの評価センター機能、これがなぜ中小企業支援につながるかということですが、中小企業が新製品を開発する、そうした場合には新製品の品質あるいは性能、あるいは安全性というものの評価が必要であったり、あるいは評価することにより市場、産業で有利になったりすることがございます。しかし評価と言っても、なかなか測定の装置にお金はかかりますし、人員とか時間もかかります。したがって、中小企業にとってはそこら辺が大きな負担になっているという現状がございます。

そこで評価センター機能ということで、そういった中小企業が開発する製品に対して、信頼性のある科学的な評価を簡便で安価、安い金額で評価を行うことで、資金力のない中小企業にもお墨付きを得るということができるような後押しをする構想でございまして、有効な中小企業支援になるものと考えているところでございます。

西村委員

今の段階で、すぐにでも評価機能として使用できるものというのは、どういったものがあるんでしょうか。

科学技術・大学連携課長

評価技術の研究というのは、前へ今進めているところでございますが、既にその一部、具体的に申し上げますとKASTの前々からやっております光触媒の研究というのを従来、長年やってございます。それも評価のところについては研究を重ねておまして、光触媒もいろんな機能があるんですが、そのうちの例えばセルフクリーニングと言いまして、光を当てると汚れを分解して自動的に落ちるという、そういう機能がございまして、具体的には壁の塗装なんかに使ったりするんですけども、その評価技術というのをKASTで開発して、実際に評価サービスというのをやっているところでございます。

西村委員

評価センター機能ということで、センターという言葉が使われているんですけども、センターと聞くと何か建物が新たに建って、そして稼働していくのかなというふうに想像もできるんですが、どういったイメージなんんでしょうか。

科学技術・大学連携課長

センター機能ということのイメージということでございますが、KASTでは先端的な評価技術の研究として、例えば食品の機能性、安全性の研究でありますとか、あるいは先ほど申し上げました光触媒の、新しい機能である抗菌、抗ウイ

ルスの機能というのがあるんですが、そういったところの評価法の研究、それから平成 26 年度、来年度からは有機系薄膜太陽電池の発電効率を評価する手法を開発しようと、今、準備を進めているところでございますし、その三つ申し上げましたが、それ以外にも将来有望な評価技術につながる研究も幾つかやっているところでございます。

こういった多数やっている評価技術の成果を、ばらばらではなく集積をして、それで計測評価サービスをまとめた形で提供する体制を K A S T として整えようと、そのような意味で評価センター機能というものの構築を構想しているというものでございます。

西村委員

また、ちょっと分かりにくくなつたんですが、まとめた体制をとということですが、同じ場所で行っていくという方式なんですか。

科学技術・大学連携課長

今でも K A S T は殿町にも進出しているので、場所については今後の状況によって、いろいろ考え方はあろうかと思いますが、いわゆるしっかりと、今ばらばらな形で研究をしているので、それを評価センター機能ということで、幾つかの先端技術をまとめた形で宣伝するとかするというような形、場合によってはバーチャルな形もあり得るかと思いますが、そういった取りまとめをしっかりとやるといったところを考えてございます。

西村委員

ということは、今伺っただけでも三つとも違う分野と言うか、それぞれ光触媒があつて、あと食品があつて、有機系の薄膜太陽電池があつて、その後は普通で考えたら同じ場所でごちゃごちゃやるのではなくて、でも、県民に広く周知をしていく上で一つ、例えば窓口を一本化するとか、あるいは広報活動を一本化するとか、バーチャルとおっしゃったということは、何かホームページか何かを立ち上げて広く知っていただくとか、こういうことをイメージすればよろしいんでしょうか。

科学技術・大学連携課長

今後、その辺は検討事項として考えるべき事柄かと思いますがけれども、いずれにいたしましても中小企業支援に、この評価技術というのが非常に役立つという方針で、今、研究を進めておりますので、それが効果的な形で中小企業に役立つような形で取りまとめをしていきたいと考えているところでございます。

西村委員

ちょっと質問がそれですけれども、今おっしゃったような評価技術というものはもう構築されているのか、あるいはこれからどのぐらいの目どで、評価技術として展開をすることができるのかという目途みたいなものはあるんですか。

科学技術・大学連携課長

先ほど、例として食品の話、光触媒、それから有機系薄膜太陽電池と幾つか例を申し上げましたが、それぞれスピード感というのがいろいろございまして、例

えば光触媒の方は比較的進んでおります。有機系薄膜太陽電池の方は来年から始めるといふようなことがありまして、ある時期一遍に完成というわけにもいかなないかなと思っておりますので、その辺は到達目標を明確にしながら順次、準備を進めながら、少しずつでもスタートを早め早めにといふようなイメージで考えているところでございます。

西村委員

もう光触媒については、ある意味始まっているものもありますし、それから有機系薄膜太陽電池に関しては来年度からの施行。食品の目どというものは出ているんですか。これは基準の問題などもあるかと思うので難しいと思うんですが、目途みたいなものももしあれば教えていただけますか。

科学技術・大学連携課長

食品につきましては食品表示について、今、規制緩和で国の方で根本的に変えていこうという議論もスタートしておりますので、その辺をよく見極めていかなないといけないと考えているところでございまして、そういった国の動向、制度の動向を見極めながらスケジュールについては、しっかり計画を立てて進めていきたいと考えているところでございます。

西村委員

なぜ、このことにこだわるかと言いますと、昨年の予算委員会で、ちょうどその頃に北海道版トクホということで、北海道の国際戦略総合特区が打ち出したその後、国が、これを却下してしまったという大きな流れがあって、しかし現在、戦略市場創造プランの中では、食の有する健康増進機能の活用ということを改めて国が言い出して、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に対し、企業等の責任において科学的根拠を基に機能性を表示できるようにするための新たな方策について、平成26年度中に結論を得た上で実施をすると、一つ目標を立てているわけで、平成26年度中に方向性が見え、実証されとなれば、やはりそれに対する準備もKASTの方でしっかりとやって、KASTが打ち出している食の基準というのを、栄養価の基準というものは他に負けないものがあるよというのが売り込めるような体制を整えていくべきだなと思ひまして、このように質問させていただきました。

中小企業に対する技術支援については、産業技術センターが担っていると承知をしております。中小企業支援のための評価センター機能を構築するというのであれば、産業技術センターと連携をとるべきだと、これは前回の本委員会でも質問として取り上げたところなんですが、この点についてどう考えてらっしゃいますか。

科学技術・大学連携課長

産業技術センターの件でございましてけれども、今、KASTの評価技術の研究については、現在でも例えば食品の機能性、安全性の評価的手法については、産業技術センターと共同で研究をしているなど、連携をしているところでございます。

今後、例を申し上げた方が分かりやすいかと思いますが、例えば有機系薄膜太陽電池のこともおっしゃられたんですけども、KASTではこれから発電効率の安全で安価な太陽電池を研究するという一方、産業技術センターでは、例えば紫外線とか雨に対して耐久性の試験サービスというのをやっています。中小企業が例えば太陽電池を作って、それを検査するといった時には、発電効率と耐久性を合わせた形で測定評価した方が効果的でございますので、KASTの新しい評価の革新的な評価技術と、それから産業技術センターの試験計測機能というのは連携するという意味で非常に大切だと思っています。

また、産業技術センターというのは、普段から中小企業に技術支援をしておりますので、中小企業のニーズが分かるということ、したがって中小企業のニーズを評価センター機能の方に反映させるという意味でも、連携のメリットというのは非常に高いと考えておりますので、評価センター機能の構築に当たっては、産業技術センターとの連携をますます強化していきたいと考えているところでございます。

西村委員

ただいまの例はとても分かりやすかったと思います。双方でやっているもので、もし窓口が一本化、あるいは情報の共有ができれば、中小企業の皆様にとって大変プラスに働くと感じるころです。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、我が会派の鈴木議員の代表質問に対して、漢方の考え方を広く普及する取組を展開する旨の答弁がありました。KASTでもeラーニングによる漢方医学の学習システムを構築するということなんですが、これについて伺ってまいります。

KASTの構築する漢方の学習システムについては、未病に関する普及啓発プロジェクトという予算が計上されているわけですけども、これは一体どういった人たち、誰向けなのかという対象者のイメージであるとか、あるいはeラーニングならではの、こういった特徴を盛り込むんだといったような概要を御説明いただけますでしょうか。

科学技術・大学連携課長

まず、対象者のイメージということでございます。この事業の目的が、未病を治すという考え方の普及というのを目的にしてございまして、そのための一つの方法として、未病という考え方の重要な要素である漢方、この漢方の例えば薬膳でありますとか、生薬として使われる食材でありますとか、あるいは漢方による体質診断とかそういったもの、漢方の基礎的な知識みたいなものです、そういったものを一般県民を対象に普及していこうというのが基本でございます。

加えて一般県民の中でも、特に健康に関する指導に携わっている、例えば調理師でありますとか栄養士であるとか、あるいは介護福祉士、そういった人もターゲットとして、それぞれのカリキュラムというものを構築するという計画でございます。

それから次に、eラーニングならではの特徴ということでございます。内容的

には例えば初級コースから中級、上級という、そういったしっかりしたカリキュラムをつくらうかと思っています。それからeラーニングの技術を使って、講義の映像や添削システムとかいったようなもので、親しみの湧くコンテンツの作成、それから普通の教室と違って、自由な時間と場所で学習ができるという、そういった特徴がございますが、特に我々の場合は情報が一杯ある中で、日本医学会の分科会に加盟している日本東洋医学会という学会があるわけなんですけれども、その学会の学術教育委員会というところの指導、協力を得て、正確で安全なしっかりとした情報提供ということを目指すということが特徴かなと考えているところでございます。

西村委員

今、日本東洋医学会の名前が出ました。そして、そのいわば方針なり、あるいは意見を頂きながら、つくっていかれるのかなと理解したんですが、日本東洋医学会が認定をしている漢方認定医は、大変数が少ないと承知をしております。県民に向けて普及をするというのは、やはり未病を治すとか未病に関する様々な情報を普及、啓発をさせていくという観点では重要だと思うんですけれども、漢方医が少ない中で、医者や医学生向けの学習システムこそ必要なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

科学技術・大学連携課長

医師向けの漢方の学習システムも非常に重要だと思っています。文部科学省の外部資金を使って、医師とか医学生向けのeラーニング利用学習システムを県民向けと同時に構築する、そういった計画もございます。

西村委員

ございますということは、そのeラーニングを受けて、将来的には漢方医を神奈川県で増やしていこうという構想があるということでしょうか。

科学技術・大学連携課長

漢方専門医という制度がありますけれども、日本東洋医学会が試験をして認定して、それで厚生労働省の了解の下、いわゆる自分は漢方専門医ですよというふうに広告ができる、宣伝ができる、そういったしっかりした制度でございます。我々の医者向けのシステムとしては、先ほども日本東洋医学会の委員会とも協力いただいているというお話をさせていただきましたけれども、そういった日本東洋医学会といろいろ相談をさせていただきながら、例えば漢方専門医の必要単位が幾つかあるんですけれども、その一部をKASTの方のeラーニングで代替できるようにするとか、そういったようなものも考えていきたいと今、計画しているところでございます。

西村委員

よろしくお願いします。

効果的な学習システムとするためには、検定のように学習の到達度を判断する機能が良かった方が良くないかと思います。先ほど初級、中級、上級なんておっしゃったので、そのネーミングがどうなるか分かりませんが、未病1



級とかとなるのかどうか分かりませんが、こういった点では何か考えてらっしゃいますか。

科学技術・大学連携課長

検定のようなというお話でございました。先ほども答弁申し上げましたが、医師については漢方専門医という一定の基準と言いますか、ここまで到達すればお墨付きと言いますか、そういった漢方医ですよというレベルの基準には設定されているということでございまして、それについては連携していきたいと考えているところでございますが、一般向けの到達基準みたいなものというのは、今は、ないというところでございますが、やはり一般向けについてもそういったものが、目標みたいなものがあつた方が良くと考えてございます。それが検定という形になるのか、場合によっては修了証書、そういったものになるのか、いろんな形は考えられるとは思いますが、先ほどの日本東洋医学会のような専門家とも相談しまして、何らかの形で一つの一定の目標が計れるようなものにしていけるよう、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

西村委員

ありがとうございます。是非、県民が取り組みたい、あるいは取り組む上で向上心をかき立てられるような、そういった制度にしていきたいと思います。先週、齋藤委員からもお話が出ましたが、未病を治すというのはついつい人に誤って捉えられる可能性がある。治すという言葉は私も怖いと思います。それから考えると、こういったことを勉強した時に、例えば漢方1級なんていう級が付いたら、この人に聞けば漢方が何でも分かるという誤解も生まれてしまうかもしれない。だから、是非ネーミングに関しては細心の注意を払っていただいて、しかもやる気を起こすように考えていただき、このeラーニングも進めていただけますようお願いいたします。次の質問をさせていただきます。

引き続きは、県西地域の活性化について伺ってまいります。

プロジェクトの策定に当たっては、3月末に予定されている協議会に向けて作業を進めているということでありました。現在、検討中のプロジェクトの方向性が示されたわけです。12月の協議会に提出された素案というのを見ても、地域が中心となった取組となっております。このため、個々の内容については実際にプロジェクトに取り組む中で、地域で十分に議論されることを期待するところなんですけれども、私からは具体的な事業への取組方法についてというのが、余り見えてこないなというのを大変感じてしまったものですから、提言を交えながら質問させていただけたらと思います。

まず、この中で未病サミットの開催というようなことも、質問が出てきた中で上がってきておりました。今回の県西地域活性化プロジェクトの中で、未病サミットについてどのような位置付けなのか、また、未病サミットに関連して何か事業展開を検討されているのかという点で伺います。

政策局企画調整担当課長

平成27年度に箱根で開催を予定しております会議でございまして、現在、

検討を進めているプロジェクトでは、未病が分かる情報発信プロジェクトの中に位置付けておりました。国内はもちろん、世界に向けて県西地域の魅力を発信していきたいと考えているところでございます。

具体的な事業展開でございますけれども来年度に、会議開催計画を具体化するということでございますので、このスケジュールに合わせて検討していきたいと考えてございます。

例えば県西地域で開催されている様々なイベントを連携させたりすることで集客を図るなど、県西地域を訪れる一人でも多くの皆様に、未病に関する取組を理解していただく。また、その成果を未病の戦略エリアである県西地域のアピールにつなげていきたいと考えているところでございます。

西村委員

守屋委員の方からダボス会議と並ぶほどの箱根会議と言われるような、そういった世界に向けて発信をしてもらいたいと発言がございました。私もそう思います。

また、未病と言えは箱根会議と言われるほどのものになるのであれば、例えばプレサミットとして、地域活性化の専門家が県西地域の取組についてシンポジウムを開くとか、地域の様々なイベントを同時期に開催するとか、海外でもよくありますよね、1週間とか1箇月とか長いスパンで、そこに光を当てて、ずっとプレサミットあるいはプレカーニバルのようなものを展開するといったことも企画をされてはいかげなかと、様々な地域のイベントを同時開催したりすることによって、これらをパッケージで売り出していくような工夫をしていくことを提案をさせていただきたいと思っております。

次に、報告資料では未病が分かる拠点形成プロジェクトとして、未病癒しの里センターを設置するとの記述があります。さきの定例会で政策局長が未病の里とおっしゃったこと、これは誤って捉えられるのではないだろうかと言申し添えてしまいました。そうしたら今回、未病癒しの里という表現に変わって、御配慮いただいたと心から感謝を申し上げるところです。

今定例会では県西地域に整備する拠点も、仮称ではありますけれども未病癒しの里センターと表現をされています。この未病癒しの里はセンター機能の点になるのか、線でつなげるのか、あるいは面として考えるのか、どういったイメージで捉えていけばいいのでしょうか。

政策局企画調整担当課長

県西地域活性化プロジェクトでございますけれども、県西地域を未病を治すあらゆる取組を実践する場所というように位置付けてございます。また、この地域を未病の戦略的なエリアと位置付けまして、広く世界に発信して、国内外から多くの人々を呼び込みまして、地域の活性化につなげていきたいということを考えているわけでございます。

そこで未病の戦略的なエリアと、これを具体的にイメージしていただけるように、県西地域全体は面という形で捉えまして、未病癒しの里として積極的にピー

アールしていきたいと考えてございます。その上で、未病癒しの里も中核的な、点ということですので拠点をいたしまして、未病に関する総合的な情報発信を行うとともに、訪れた人が自分の未病の状態を把握したり、また地域資源を活用した未病を治す取組というものを提案していくような、仮称でございましてけれども未病癒しの里センターの設置を検討しているところでございます。

また、県西地域におきまして、食ですとか温泉、森林ですとか、こうしたジャンルごとの地域資源を体験できる施設を、線として連携させるということも考えておりまして、そうした施設を紹介していくようなガイドマップみたいなものも作成いたしまして、未病に関する情報発信を行っていくというようなことも、引き続き検討してまいりたいと考えております。

西村委員

他の地域では今、高速道路のサービスエリアで大変特徴的なものが幾つも出ていて集客をされている、これは国土交通省のお仕事になってしまうかと思うんですけども、例えば県が手を出せるとしたら、道の駅の癒しの里センター的要素であるとか、あるいは食も関わってくるとおっしゃったので、大型直売所である朝ドレファーマとかありますよね、ああいったところで何か一つセンター機能として展開をされるとか、こういうことは検討されていますでしょうか。

政策局企画調整担当課長

道の駅ですけれども、現在、県内には道の駅が2箇所、いずれも県西地域にあるわけですけれども、こうした道の駅の機能というものを様々指摘されてございまして、県と国土交通省の方でも、今後はこうしたものの設置促進というものを図ってまいりたいということを考えているようでございます。この地域におきましても是非、市町村が主体になってまいりますけれども、道の駅のような施設というものを拠点として設置していく、こうしたことを県としても促してまいりたいと考えております。

西村委員

J Aの大型直売所とかというのは、ちょっと可能性としては難しいんですか。

政策局企画調整担当課長

道の駅の登録要件ですけれども、概略を申し上げますと24時間利用可能なトイレがあるということと、24時間無料で利用できる駐車場があるということ、そうしたものに加えまして直売所ですとかレストラン、そうした販売所みたいな地域振興施設を併設して、その上で道路情報ですとか地域情報ですとか、そうしたものを提供できる。こうしたものが要件としてあります。こうしたものを国が市町村の登録申請を受け付けて登録をするという制度だというふうに伺ってございます。

既存の施設ということでございますけれども、そうした登録要件を満たせば指定されるということでございます。

西村委員

主婦の感覚の提案でございました。というのは先ほど申し上げたサービスエリ

アの人気があるところには特徴があり、ここに行ったらそういう雰囲気を感じるといふサービスエリアもあれば、地のものを直売しているところは大変主婦に人気がある。わざわざ高速道路に乗ってお買い物に行かれるという話を伺ったり、また大量に買ってくるんだよという方が周りにもいらっしやったりして、そういう魅力的な発信もできないのかなという感覚で質問させていただきました。いずれにしても、地域の皆様の御提案が主になることは承知しております。その中で提案の後押しができるように、県としてもそれをつないでいけるようなというところで発言をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

未病を癒すとは大変柔らかい表現で、癒すという言葉から受けるイメージ、例えば心や体にたまったものが流されていくような、そんなメッセージが伝わるような気がしているんですが、ただその半面、癒すというようなイメージからすると子供さんが排除されているような、大人の方、ちょっと中高年の皆さんのためのというようなイメージなんですけれども、これからはそれだけではなくて、子供たちの心をつかんで親世代も引き付ける、そんなアプローチがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、今回のプロジェクトで子供をターゲットにした取組を考えているのか伺います。

政策局企画調整担当課長

お話にありましたとおり、子供から高齢者まで幅広い世代にアプローチしていくというのが非常に重要だと、私どもも認識しているところでございます。特に次代を担う子供というのは、この時期がライフスタイルの基礎を築く時期ということで、親子が一緒になって未病について理解を深めて、具体的な行動につなげていくような、そうした取組を県西地域では是非、進めていきたいと考えているところでございます。

このプロジェクトの中に、そうした子供向けのものがあるかどうかということですが、これは現在、実際に行われている事例をちょっと御紹介させていただきますと、大井町では直売施設ゆめの里というものがあるんですが、こうしたものを拠点といたしまして、小学生が農業体験を行うようなツアーなども行ってございます。町の方からはこういった資源を活用したいという提案を受けているところでございます。

その他にも農業や漁業体験と食を組み合わせたツアーですとか、あるいはジオパークの資源を生かして自然の恵みを体感できるようなツアーなども、地域の皆様から御提案いただいているところでございます。こうしたプロジェクトの推進に当たりましては、そうした県西地域の魅力を最大限活用するような形で、親子で楽しみながら学んだり、あるいは体験できるメニューなど、子供をターゲットにした取組というものを是非検討させていただきたいと考えております。

西村委員

子供さん方は大人とは感覚や視点が違っていたりして、大人が持っている常識とか情報とかとは違った見方をする。先日伺った話では、切り身でしか魚を見たことがないので、泳いでいる魚と食べる魚は全く別物だと思っているという子供

さんがいらっしやったという話を聞いたことがあるんですけども、例えば今後、小田原漁港が整備をされていく、どうやらそれに隣接をして、市の方でも何かしら施設を考えていらっしやる。そういったところに子供さん方が魚に触れ合えるような、そういったものがもしできれば活用できるのかなと、これは私のいわば理想を語らせていただいているようなところなんです。

それともう一つ、大井町のゆめの里農業体験の話がありましたよね。これを子供さんだけじゃなくて、今度は国の方で今、力を入れている農業女子プロジェクトというのがあります。若いお嬢さん方に農業体験をアプローチするようなツアーがあってもいいのかもしれない。きっと地元からこういった提案もどんどん出てくるかと思いますが、地元にお任せをするのも結構、でも県の方でも、国でこういう制度がありますよ、こういう補助がつかますよ、こういう情報を差し上げるというのにも必要なのではないかなと思います。

子供さんに関わることで平成26年度の政府予算を調べていくと、東日本大震災の復興特別会計の事業の中で、福島県の子供たちを対象とする自然体験交流活動支援事業という事業に目が止まりました。まだまだ除染が十分じゃなくて、自由に外で遊ぶことができない、これまで行っていた林間学校などへ行けなくなっちゃった、こういう福島の子供さん方が県外で1週間以上の自然体験をする時に、国が補助をその学校に対し、あるいは団体に対して行うという制度なんですけれども、こういった制度を活用して神奈川県や西地域に子供さんたちをお呼びする、来てもらうということができれば、これは福島の子供たちにとってもプラスになるのはもちろんですけども、西地域にとっても情報発信につながるのではないのかなと感じたところです。

実際には、これは千葉県の教育委員会が実施をする事業でありますから、こちらからどうこうと言うことは壁があるかもしれません。しかし、こういうことを受け入れますよという一つのスタンスを示しただけでも、何かまた新たな取組が始まるのではないかなと思って、そういう情報を市町にも御提供されるということも重要な課題になってくると思います。

私からの提案でございますけれども、未病サミットを最大限に活用していただく、そして未病を癒すというメッセージを戦略的に発信をする。また、これまで上がってこなかった子供さんや女性たち、こういった方々にも未来につながるターゲットという視点からアプローチをかけていく。そしてまた、市町村がこれから考えていくプロジェクトに対して、国でこういう助成制度がある、あるいはこういう方針が打ち出されている、こういう情報をどんどん提供していただいて、より検討が活性化をすることを心から祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。